

オンライン授業の法的根拠と著作権について

見尾光庸

1. オンライン授業の法的根拠など

○大学設置基準

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。



1

○平成13年文部科学省告示第51号

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、**多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの**で、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する**面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。**

一 **同時かつ双方向**に行われるものであって、かつ、**授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所**において履修させるもの

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該**授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法**を利用することにより、**設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うもの**であって、かつ、当該授業に関する**学生の意見の交換の機会が確保されているもの**

令和2年4月7日閣議決定「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」で一部変更の可能性あり（後述）



2

同時双方向授業(テレビ会議方式):

形態:同時かつ双方向

履修場所:授業を行う教室以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(科目等履修生の場合は企業の会議室または住居に近い場所を含む)

その他留意事項:**対面授業に近い環境で行うことが必要**であり、以下の事項に配慮することが望まれている。

- 授業中、**教員と学生が互いに映像・音声等によるやりとり**を行うこと。
- 学生の教員に対する**質問の機会を確保**すること。
- メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。受信側の教室等に配置するのは教員でなくてもよいが、TAを配置することも有効。

令和2年4月7日閣議決定「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」で一部変更の可能性あり（後述）



3

オンデマンド型(インターネット配信方式等)

形態:同時または双方向である必要はない。

指導方法:

- ① 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が**教室等以外の場所において学生等に対面**することにより、又は、
- ② 当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該**授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法**を利用することにより、**設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導**※を併せ行うことが必要(学期末などにまとめてではなく、毎回の授業の実施に当たって併せ行う)。

※は次のスライドで



4

※質疑応答のタイミングについて(制度・教育改革WG資料より)

- ①学生が疑問をただちに提出できる環境があること
- ②当該疑問が次の講義の学修の前提となる場合には、次の講義までに、もしくは次の講義のなかで回答を行うこと
- ③②以外の場合には、講義期間中適切な時期に回答を行うこと、を目安

「指導」:設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが含まれる。

「意見交換」:当該授業に関する学生の意見交換の機会の確保が必要

e-learningサイトなどに掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにしたり、学生が自主的に集まり学習を行えるような学習施設を設けたりする等



修得単位数の上限

卒業に必要な単位数のうち、メディア授業により修得可能な単位数の上限

【学部(通学制)】卒業要件124単位中60単位まで

【学部(通信制)】卒業要件124単位中すべて

【大学院】卒業要件30単位すべて(ただし必要な研究指導を受けなければならないことに留意)

【短期大学】修業年限2年の場合、卒業要件62単位中30単位まで

修業年限3年の場合、卒業要件93単位中46単位まで

令和2年4月7日閣議決定「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」で一部変更の可能性あり(後述)



2. オンライン授業をする際の著作権について

デジタル版毎日新聞2020年4月6日付記事より

=====

オンライン授業でも著作物利用可能に 文化庁、新型コロナで改正著作権法前倒しへ

文化庁は、オンライン授業の教材として文学作品などを使用する際、**今月から著作権者の許諾を不要とする方針を固めた。改正著作権法を施行する。**来年4月ごろからを予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大によって教育機関でオンライン授業の需要が高まっているため、大幅な前倒しに踏み切る。(以下略)

=====

令和2年4月7日付閣議決定「**新型コロナウイルス感染症緊急経済対策**」にて上記記事の内容が盛り込まれました。

ただし、いつからどの程度まで、という点については、まだ確認が必要だと思えます。



「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」より

第2章 取り組む施策 IV. 強靱な経済構造の構築

(前略)今回の事態の中で進んだ、あるいはニーズが顕在化したテレワークや遠隔教育、遠隔診療・服薬指導等リモート化の取組を加速し、我が国のデジタル・トランスフォーメーションを一気に進めるとともに、脱炭素社会への移行も推進する。(略)

3. (略)学校等の授業をオンラインで行う場合、**教材として使用する著作物について個々に許諾を得ることなく使用できるようにするための授業目的公衆送信補償金制度について、教育現場の負担に十分に配慮した形で、本年4月中からの暫定的な運用開始を目指す。**また、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

- 大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保(文科省)
- EdTech導入実証を含む遠隔教育・在宅教育普及促進事業(経産省)
- 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行(文科省)

⇒2020年度は授業目的公衆送信補償金制度の補償金を無償とするが、2021年度以降は有償とする(一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会)



○遠隔教育について実施すべき事項

新型コロナウイルスの感染拡大により、(略)特例的な措置として、以下のような柔軟な運用も含め、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

(1)ICT環境の早急な整備(略)

(2)遠隔授業における要件の見直し:(略)児童生徒が時間や場所の制限を受けずに学び続けられる環境を整えるため、授業の内容に応じ「同時双方向」以外のオンライン上の教育コンテンツを使用した場合についても正式な授業に参加しているものとして認められるようにする。

(3)遠隔授業における**単位取得数の制限緩和**:高校の場合は、(中略)(遠隔授業の)単位数には上限(36単位)が設定されている。大学も同様に、単位数が124単位中60単位までとの制限がある。これらの**遠隔授業における単位取得数の算定について、柔軟な対応を行うようにする。**

(4)オンラインカリキュラムの整備(略)

(5)オンラインでの学びに対する著作権要件の整理:デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする著作権法の一部を改正する法律は公布日(平成30年5月25日)から3年以内に施行されるようになっていて、これを即時に施行するとともに、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について**検討する。**(⇒この件、後述)



9

2020年3月5日

一般社団法人日本音楽著作権協会

(JASRAC)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う教育機関による公衆送信(教材データの斉送信等)の無償許諾について

日本音楽著作権協会(JASRAC)は、新型コロナウイルス感染症対策により臨時休業している教育機関が行うJASRAC管理著作物の公衆送信(教材データの斉送信等)について、無償でご利用いただけることとしましたので、お知らせします。

この度の文部科学省からの通知(「新型コロナウイルス感染症対策のための**小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について**(通知)」令和2年2月28日)に基づき、臨時休業している教育機関の皆さまにおかれましては、**児童・生徒**の健康を守りつつ教育を継続するための方策に苦慮されていることと存じます。

(中略)

このように授業目的で**著作物を公衆送信することについて、本件の事態の緊急性・重要性を踏まえて、無償で許諾することとしました。**

【無償で利用できる条件】

①教育機関が公衆送信すること

②教育機関における授業の一環として行うこと

③**新型コロナウイルス感染症対策に伴う一斉臨時休業期間中であること**

※ご利用に当たり、JASRACへの手続きは不要です。

https://www.jasrac.or.jp/news/20/200305_2.html

2020年4月8日確認



10

○著作権法35条で決められていること

教育機関における(1)**対面授業のための著作物の複製**、(2)**各教室にそれぞれ教員等がいる遠隔合同授業での公衆送信**について、無許諾で可能としている

その他の公衆送信においては権利者の許諾が必要としている

ID/パスワード保護されたe-ラーニング用の動画を学生がオンライン授業で視聴する場合でも、**公衆送信**にあたりとされており、著作権法35条に抵触することに注意する

改正著作権法35条は、(1)(2)に加え、(3)**配信側に履修者のいない同時双方向型遠隔授業**、(4)**同時一方向型遠隔授業**、(5)**オンデマンド型授業**、での公衆送信を認めた

しかし、**改正法の施行は公布の日から起算して3年以内に施行されることになっており、施行日は未定だが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」によれば、今月中の施行か?**



11

適法引用(著作権法32条)

「適法引用」と認められる著作物を引用について

①「引用されて利用される側」の著作物が、**すでに公表されたもの**であること。※未公表の手紙、日記、論文等は不可

②「引用されて利用される側」の著作物が、「引用して利用する側」の著作物と**明瞭に区別できること**。

※言語の著作物(論文・図書など)の引用→カギ括弧でくくる、フォントを変更するなど

※図表、写真、絵画の著作物の引用→引用箇所を脚注で表示したり、出所を明示する

③「引用されて利用される側」の著作物に、題名や著作者などの**出所を明示**していること

※一般には題号、著作者名の表示が原則

※出版社名や掲載雑誌名、収録されている版、巻号など

※「引用されて利用される側」の著作物に接着して出所を明示

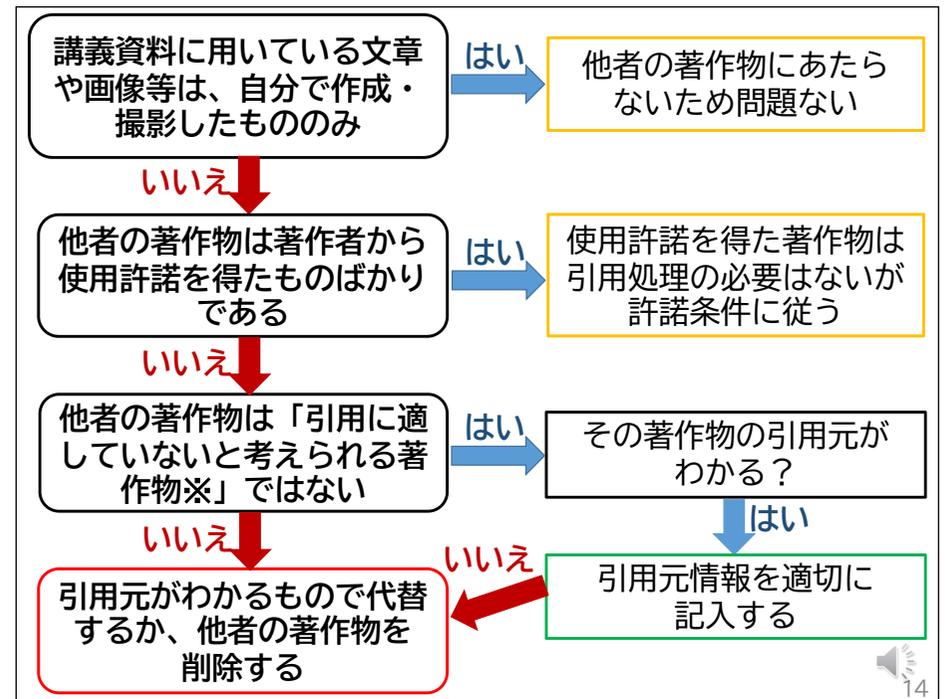
(次へ続く)



12

④「引用して利用する側」が主、「引用されて利用される側」が従の関係があること

1. 講義のために、その引用をする必要性があること
※必要性がないのに「参考程度に引っ張ってくる」だけのものや、「引用されて利用される側」の著作物(たとえば絵画や写真など)を鑑賞するという目的の場合には、不可です。
2. 引用の目的を達成するために必要以上の分量ではないこと
※「引用されて利用される側」が、「引用して利用する側」よりも掲載スペースが大きい場合には、主従関係の逆転とされる可能性が高くなる。
3. 「引用されて利用される側」の著作物の一部を勝手に改変・削除していないこと
※引用の様態が不適切な場合は、適法引用とはならない



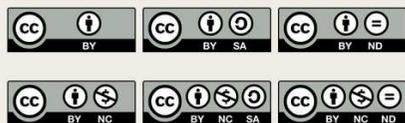
クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの作品の引用

クリエイティブ・コモンズ:クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CCライセンス)を提供している国際的非営利組織、またはそのプロジェクトの総称

CCライセンス:作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません」という意思表示をするためのツールであり、インターネット上で公開される作品に対応して生まれた著作権ルール

作者のメリット:CCライセンスを表示することで、著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができる

受け手のメリット:ライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどができる



<https://creativecommons.jp/licenses/>



具体的なQ&A

大学連携e-Learning教育支援センター四国『オンライン授業のための著作権処理ハンドブック』

- ・著作権処理マスターへの第一歩
- ・ケーススタディ

いずれもPDF版。ダウンロードは下記のところから。

<https://chipla-e.itc.kagawa-u.ac.jp/organization.html>

以下、上記ハンドブックより一部の事例を紹介します



Q:日本国内の出版社に書籍内にある画像の利用許諾申請をしたところ「うちは翻訳権があるだけ」と言われてしまいました。どうすれば良いのでしょうか。

A:翻訳された書籍や小説を映画化したものや既存の楽曲を編曲したものは、二次的著作物と言えます。しかし、例えば翻訳された日本語書籍の中で使用されている画像を e-Learning コンテンツの中で使用したい場合、注意が必要です。日本の出版社に利用許諾申請の連絡をしても「うちは翻訳権しかない」「うちは販売権しかないので、海外の著者に連絡を」と言われることがあります。たまたま窓口になった方が詳しくない場合は、有耶無耶に許諾を取ったことになる場合もあるかも知れませんが、原作の画像を使用する場合は、海外に許諾申請をする必要があります。

大学連携e-Learning教育支援センター四国『オンライン授業のための著作権処理ハンドブック』～著作権処理マスターへの第一歩～, p.32



Q:対面授業で新聞の切り抜き画像をスライドに載せて学生に見せたのですが、来年その授業を e-Learning 化することになりました。対面授業で使用したスライドを e-Learning にそのまま使用しても大丈夫でしょうか。どちらも同じ授業なので、教育の例外規定が適用されると考えて良いのでしょうか。

A:新聞、百科事典等、事実を記述しているだけで、一見著作物ではないように感じるかも知れませんが、素材の選択や並べ方に編集者の創造性が現れているものは編集著作物です。対面授業で新聞の切り抜き画像をスライドで紹介することも多いかと思いますが、e-Learning(メディア授業)でのスライドや動画に、スキャナ画像を掲載する場合は、各新聞社によって対応も異なりますし、HP のサイトポリシーやご利用の注意欄をよく確認する必要があります。

【参考】

日本新聞協会の「ネットワーク上の著作権について」を見る限り、学内の ID パスワードが必要な LMS での使用も著作権者の承諾が必要とされています。
http://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/971106_86.html (確認日 2017/07/13)

大学連携e-Learning教育支援センター四国『オンライン授業のための著作権処理ハンドブック』～著作権処理マスターへの第一歩～, p.32
日本新聞協会サイト:2020/04/08内容確認



Q:人工知能を持つロボットが撮影した写真は、著作物になり得るのでしょうか？ロボットを作成した方に写真の利用許諾申請をする必要はありますか？

A:一般的には、著作物には該当しないと考えられます。ロボットや人工衛星、無人航空機、防犯カメラが自動的に撮影した写真は、機械が撮影しているので、「(人間の)思想又は感情を創作的に表現したもの」には該当しないからです。

Q:購入した楽譜をコピーして教育学部の授業で演奏者複数人に学内の LMS(学習マネジメントシステム)上から配布し、使用することは著作権侵害となりますか？

A:授業で数名の学生に配布するのであれば、教育の「著作権の制限規定」で問題ありませんが、それを電子化してアップロード、学生がダウンロードして使用する場合は、複製権・公衆送信権の侵害になります。



- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、多くの教育機関で通常の授業を実施できなくなっていることから、**著作権法35条に規定される教育における著作物の利用に関しては、条件が緩和される方向にあるため、今後の政府・文化庁・著作権管理団体等の動向には注目しておく必要がある。**
- 著作権法35条の要件が緩和されても、**適法引用(著作権法32条)、同一性保持権(著作権法20条)、複製権(著作権法21条)などのルールは守る必要がある。**
- 参考になるサイト

京都大学Teaching online

<https://www.highedu.kyoto-u.ac.jp/connect/teachingonline/copyright.php>

放送大学 大学教員のためのICT活用ヒント集

<http://fd.code.ouj.ac.jp/tips/>

文化庁著作権課『著作権テキスト～はじめて学ぶ人のために～2019年度』より

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>

大学連携e-Learning教育支援センター四国

<https://chipla-e.itc.kagawa-u.ac.jp/organization.html>

